

社会福祉法人西東京市社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人西東京市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第23条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規則において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 常務理事を除く役員が、その職務のため、理事会、監事会、評議員会、三役会に出席したときは、報酬として1回2,000円を支給する。

- 2 常務理事に対する報酬は、別表のとおりとする。ただし、事務局長の職を兼ねる常務理事に対する報酬は支払わないものとする。
- 3 常務理事が任期満了、辞任、解任、死亡等の理由により、その職を退いたときは、退任日を含む月末までの報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第5条 役員が、本会職務のために出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定による旅費の額は、事務局職員の額に準ずる。

(公表)

第6条 本会は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、会長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

役職名	報酬額(月額)
常務理事	200,000円